

資料1

平成26年2月18日(火)

グループホームとケアホームの
一元化に伴う事業者説明会

グループホームとケアホームの 一元化等について



千葉市

保健福祉局高齢障害部

障害企画課

(国資料)

障害者に対する支援（共同生活介護の共同生活援助への一元化）

（ケアホーム）

（グループホーム）

共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に統合。

【平成26年4月1日施行】

➡ 障害者の地域移行を促進するために、地域生活の基盤となる住まいの場の確保を促進。

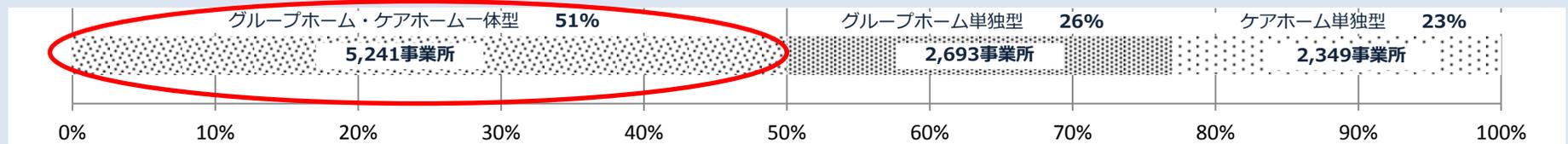
《背景》

- ★ 今後、障害者の高齢化・重度化が進むことを背景として、介護が必要な障害者のグループホームの新規入居や、グループホーム入居後に介護が必要となるケースが増加することが見込まれる。
- ★ 現行、介護が必要な人と必要のない人を一緒に受け入れる場合、グループホーム、ケアホームの2つの種類の事業所指定が必要。
- ★ 現にグループホーム・ケアホーム一体型の事業所が半数以上。



地域における住まいの選択肢のさらなる拡大・事務手続きの簡素化等の観点から**ケアホームをグループホームに一元化**。グループホームにおいて、日常生活上の相談に加えて、**入浴、排せつ又は食事の介護**その他の日常生活上の援助を提供。

（参考）事業所の指定状況



（出典）障害福祉課調べ（H22.3）

◎ グループホームへの一元化に併せて、次の運用上の見直しを行う

外部サービス利用規制の見直し

個々の利用者の状態像に応じて柔軟かつ効率的なサービス提供が可能となるよう、グループホームの新たな支援形態の1つとして、**外部の居宅介護事業者と連携すること等により利用者の状態に応じた柔軟なサービス提供を行う事業所形態**を創設。

サテライト型住居の創設

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえ、1人で暮らしたいというニーズにも応えつつ、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、**本体住居との連携を前提とした『サテライト型住居』の仕組み**を創設。

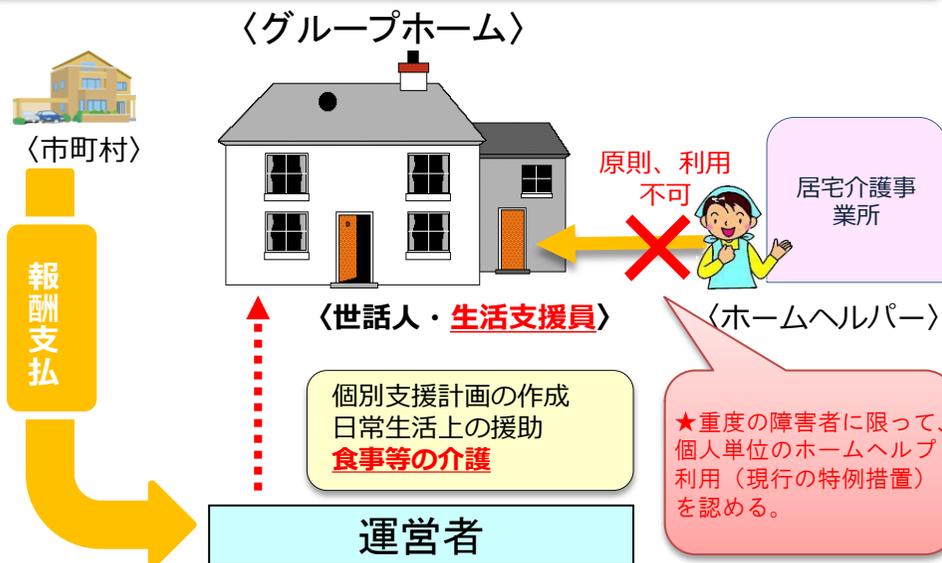
一元化後のグループホームにおける介護サービスの提供形態

一元化後のグループホームは、介護を必要とする者としめない者が混在して利用することとなり、また、介護を必要とする者の数も一定ではないことから、全ての介護サービスを当該事業所の従業者が提供するという方法は必ずしも効率的ではないと考えられる。一方、これまでのケアホームと同様に、馴染みの職員による介護付きの住まいを望む声もある。

グループホームで提供する支援を「基本サービス(日常生活の援助等)」と「利用者の個々のニーズに対応した介護サービス」の2階建て構造とし、介護サービスの提供については、① **グループホーム事業者が自ら行うか(介護サービス包括型(現行ケアホーム型))**、② **グループホーム事業者はアレンジメント(手配)のみを行い、外部の居宅介護事業所に委託するか(外部サービス利用型)**のいずれかの形態を事業者が選択できる仕組みとする。

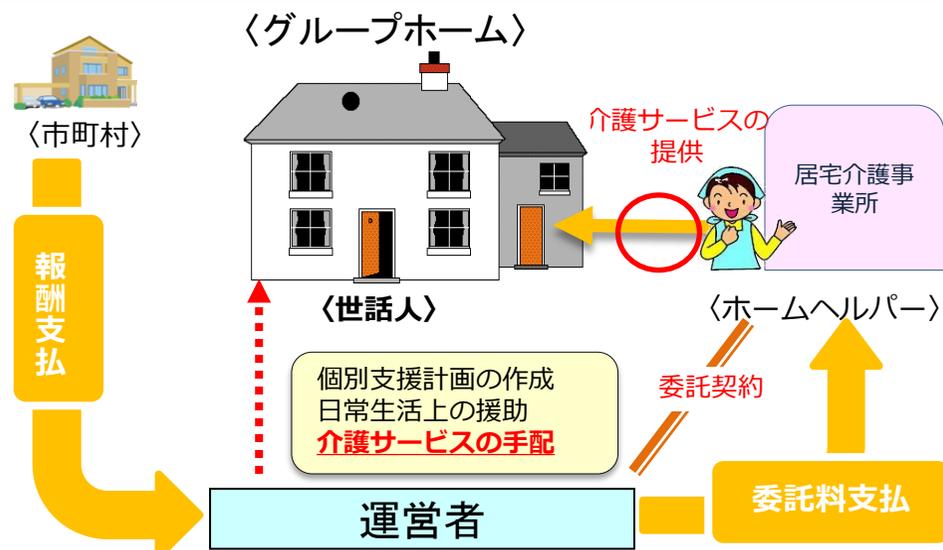
介護サービス包括型のイメージ

- ★介護サービスについては、現行のケアホームと同様に**当該事業所の従業者が提供**。
- ★利用者の状態に応じて、**介護スタッフ(生活支援員)**を配置。



外部サービス利用型のイメージ

- ★介護サービスについて、事業所は**アレンジメント(手配)のみを行い、外部の居宅介護事業者等に委託**。
- ★介護スタッフ(生活支援員)については**配置不要**。

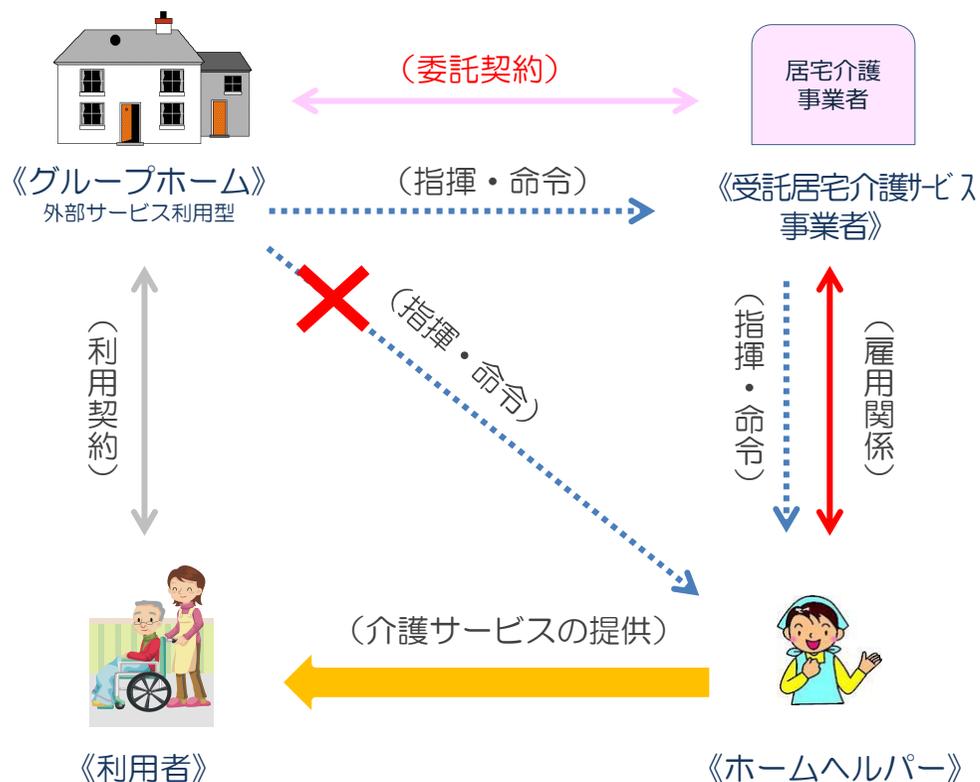


介護サービス委託の基本的な仕組み

介護サービスの提供に係る責任の所在を明確にする観点等から、介護保険の特定施設入居者生活介護を参考に以下の仕組みとすることが考えられる。

- 外部サービス利用型グループホーム事業者は、居宅介護事業者(以下、「受託居宅介護サービス事業者」との間で文書により委託契約を締結し、サービス等利用計画案を勧案した市町村の支給決定を踏まえたグループホームの個別支援計画に基づき、介護サービスを手配。
- この場合、外部サービス利用型グループホーム事業者は、業務に関して受託居宅介護サービス事業者に必要な管理及び指揮命令を行う。

(参考) 介護サービス利用の関係図



委託可能なサービス

- 居宅介護（身体介護に係るものに限る。）

契約事項

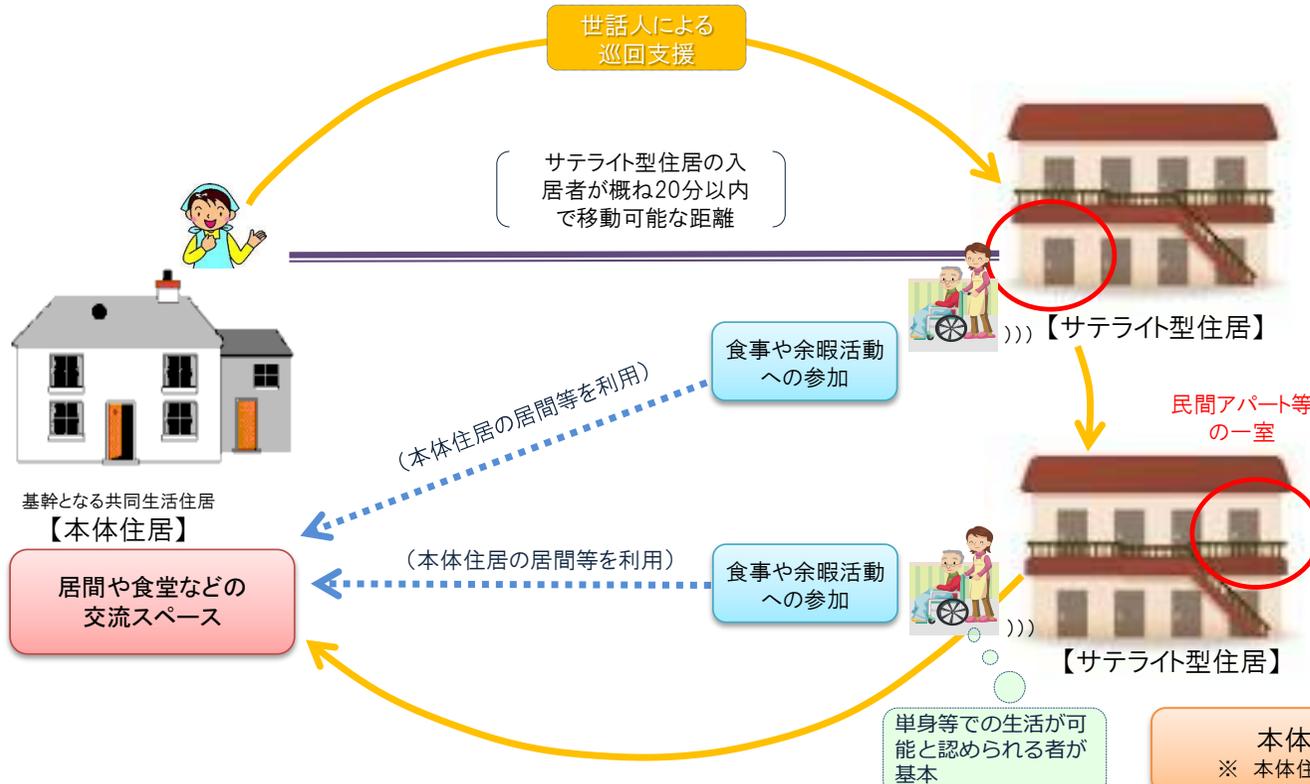
- 委託の範囲
- 委託に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件
- 受託居宅介護事業者の従業者により当該委託業務が居宅介護の運営基準に従って適切に行われていることを定期的に確認する旨
- 委託業務に関し受託居宅介護サービス事業者に対し指示を行い得る旨
- 委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう前号の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを確認する旨
- 受託居宅介護サービス事業者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在
- その他委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項

サテライト型住居の概要

- 地域生活への移行を目指している障害者や現にグループホームを利用している障害者の中には、共同住居よりも単身での生活を望む人がいる
- 少人数の事業所が経営安定化の観点から、定員を増やそうとしても近隣に入居人数など条件にあった物件がなく、また、物件が見つかったとしても界壁の設置など大規模改修が必要となるケースも少なくないとの声がある。

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、1人で暮らしたいというニーズにも応え、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、グループホームの新たな支援形態の1つとして本体住居との密接な連携（入居者間の交流が可能）を前提として

ユニットなど一定の設備基準を緩和した1人暮らしに近い形態のサテライト型住居の仕組みを創設



（サテライト型住居を設置する場合の設備基準）

	本体住居	サテライト型住居
共同生活住居の入居定員	原則、2人以上10人以下 ※	1人
ユニット（居室を除く）の設備	居間、食堂等の利用者が相互に交流を図ることができる設備	本体住居の設備を利用
ユニットの入居定員	2人以上10人以下	—
設備	・日常生活を営む上で必要な設備 ・サテライト型住居の利用者から適切に通報を受けられる通信機器（携帯電話可）	
居室の面積	収納設備を除き7.43㎡	

（※）サテライト型住居の入居定員は本体住居の入居定員には含まないものとする（事業所の利用定員には含む）。

本体住居、サテライト型住居（※）のいずれも事業者が確保
※ 本体住居につき、2か所（本体住居の入居者が4人以下の場合は1か所）が上限

一元化後のグループホームの基準の概要

(1) 支援の在り方

- グループホームについて、新たに外部サービス利用型グループホームを創設し、グループホーム事業者自らが介護の提供を行う「**介護サービス包括型グループホーム**」と、グループホーム事業者はアレンジメント（手配）のみを行い、外部の居宅介護事業者に介護の提供を委託する「**外部サービス利用型グループホーム**」に区別して基準を設定する。

(2) 人員に関する基準

(介護サービス包括型グループホーム)

現行のケアホームと同様の基準とする。 ※ 個人単位で居宅介護等を利用する場合も同様とする。

(外部サービス利用型グループホーム)

現行のグループホームと同様の基準とした上で、**世話人の配置基準を現行のケアホームと同じ6：1以上に見直す**。ただし、外部サービス利用型グループホームとみなされた事業所については、**当分の間経過措置を設ける**。

(3) 設備・運営に関する基準

(介護サービス包括型グループホーム)

現行のケアホームと基本的に同様の基準とする。

(外部サービス利用型グループホーム)

受託居宅介護サービス（外部の居宅介護事業者に委託した介護の提供等）に係る基準を以下のとおり規定する。

これ以外は、基本的にグループホームの規定を準用する。

- ① 内容及び手続きの説明及び同意を得る事項に、外部サービス利用型グループホーム事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び事業所の名称を追加
- ② 外部サービス利用型グループホーム事業者は、適切に受託居宅介護サービスが提供されるよう措置を講ずること
- ③ 運営規程における規定事項に受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地を追加
- ④ 事業の開始にあたっての受託居宅介護サービス事業者への委託の手続き（※）等

（※）外部サービス利用型グループホームとみなされた事業所については、④について経過措置を設ける。

(共通)

既存の10人以上が入居する共同生活住居を建て替える場合であって、都道府県知事が特に必要があると認める場合については、その時点の入居定員の数を上限とする共同生活住居の設置を可能とする。

(サテライト型住居)

本体住居（サテライト型住居以外の共同生活住居であって、サテライト型住居への支援機能を有するもの）との密接な連携を前提として、入居定員を一人とするサテライト型住居を創設する。

i 人員に関する基準

特段の人員配置基準の上乗せは行わないものとする（事業所の利用定員に含めて、人員配置基準を適用する）。

ii 設備・運営に関する基準

- ① 日常生活を営む上で必要な設備を設けること
- ② 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること

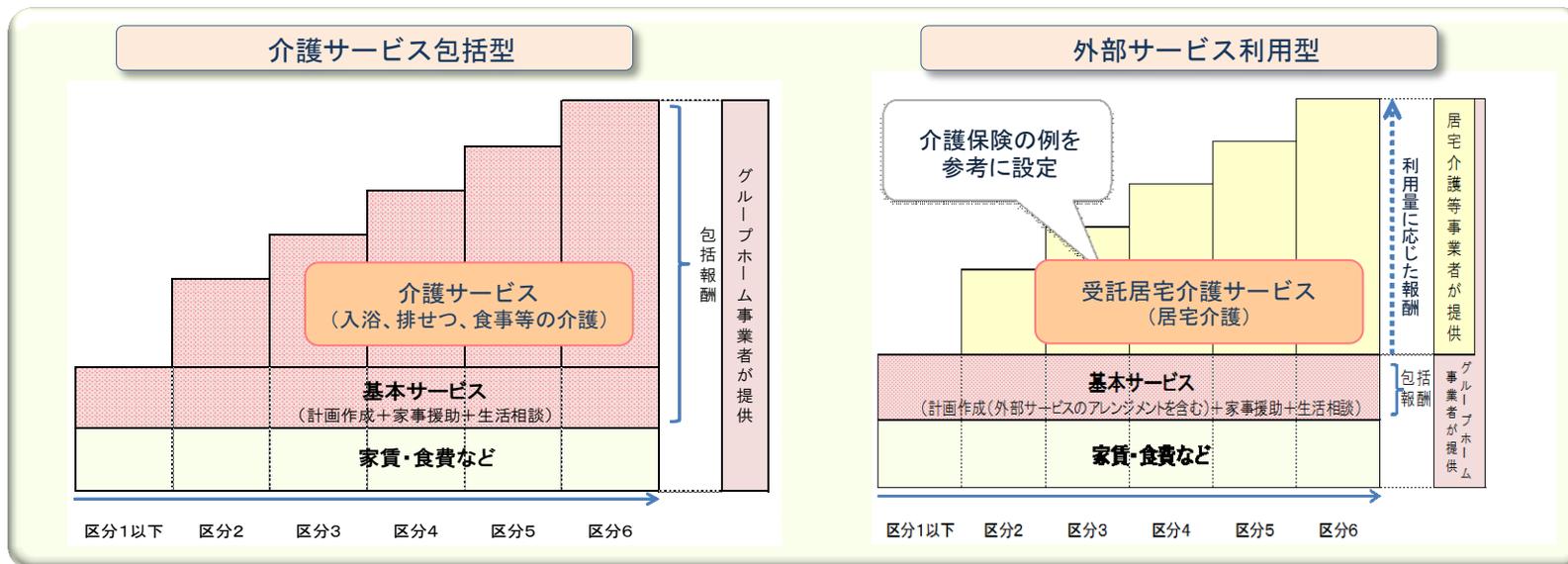
一元化後のグループホームの報酬の概要 ①（基本報酬）

（１）介護サービス包括型グループホーム

- 介護サービス包括型グループホームについては、グループホームの従業者が介護サービスも含めて包括的なサービス提供を行うことから、**現行ケアホームに係る報酬と同様に、障害支援区分、人員配置に応じた包括的な報酬（基本サービス+介護サービス）として設定**する。その際、現行のケアホームが円滑に介護サービス包括型グループホームに移行できるよう、障害支援区分2以上の報酬については、**現行のケアホームの報酬水準を基本**とした上で、区分1以下の報酬を新設する。

（２）外部サービス利用型グループホーム

- 外部サービス利用型については、介護を必要としない者も利用するため、
 - ・ **利用者全員に必要な基本サービス**（日常生活上の援助や個別支援計画の作成等）については、報酬を包括的に評価し、
 - ・ **利用者ごとにサービスの必要性や利用頻度等が異なる介護サービス（受託居宅介護サービス）**については、個々の利用者ごとにその利用量に応じて報酬を算定する仕組みとする。
- 基本サービス（外部サービス利用型共同生活援助サービス費）の報酬は、現行のグループホームが円滑に外部サービス利用型グループホームに移行できるよう、**現行のグループホームの報酬水準を基本**とする。
- 介護サービスの報酬（受託居宅介護サービス費）は、**介護保険の外部サービス利用型特定施設入居者生活介護における訪問系サービスの仕組み・水準を参考に、移動コスト等の節減により効率的なサービスの提供が可能であるということ等を考慮して設定**する。
 - ※ 受託居宅介護サービスの利用量については、介護サービス包括型グループホームの報酬水準や在宅の障害者の標準的な居宅介護サービスの利用実績等を勘案の上、別途、市町村が支給決定を行うに当たって参酌すべき受託居宅介護サービスの標準量を設定。



※ **サテライト型住居**については、本体住居の種類に応じて、(1)又は(2)の基本報酬を算定する。

一元化後のグループホームの報酬の概要 ②(加算(案))

(基本的な考え方)

- 現行のケアホーム、グループホームが一元化後のグループホームに円滑に移行できるよう、現行のケアホーム、グループホームに設けられている加算は、基本的に一元化後のグループホームにおいても算定できるようにする。
- その上で、障害者の高齢化・重度化に対応する観点等から、以下の見直しを行う。

(1) 日中支援体制の評価の充実

- **高齢又は重度の障害者(※)であって、日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者**に対して、個別支援計画に基づいて行う昼間の時間帯における支援を評価する加算を新設する(月1日であっても算定可)。
※ **65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者。**

日中支援加算(I) : 支援対象者が1人の場合 539単位 支援対象者が2人以上の場合 270単位

- 疾病等により個別支援計画外の支援が必要となった者については、引き続き、現行の日中支援加算で評価することとする(→**日中支援加算(II)に名称変更**)。

(2) 夜間支援体制の評価の充実

- 夜勤と宿直の勤務の態様や賃金の取扱い等を踏まえ、**夜勤職員を配置している事業所への加算**を現行のケアホームの夜間支援体制加算の単位数から**引き上げる**とともに、**宿直を配置している事業所への加算の適正化**を図る。
- なお、**現行の夜間支援体制加算**は、夜間の支援対象者の数及び障害程度区分に応じた加算単位数の設定であるが、夜間の支援体制を適切に評価する観点から、**夜間の支援対象者の数に応じた一律の加算単位数の設定**に見直す。

(3) 医療が必要な者に対する支援体制の評価の充実

- 高齢の障害者や医療ニーズのある者であっても可能な限り継続してグループホームに住み続けられるよう、医療機関との連携等により**看護師による**、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価する加算を介護保険制度における認知症高齢者グループホームの例を参考に新設する。

医療連携体制加算(V) : 39単位/日

- ※ (1) から (3) のほか、単身生活等への移行に向けた支援を評価する「自立生活支援加算」の算定要件を緩和
退去する利用者に対し、退去後の居住の場の確保、在宅サービスの利用調整等を行った場合(500単位、退去前・退去後各1回)

夜間支援体制加算の見直しのイメージ

ケアホーム

夜間支援体制加算（Ⅰ）
夜勤・宿直を評価
夜間支援対象者の数・障害程度区分
に応じて、314単位～5単位

夜間支援体制加算（Ⅱ）
連絡体制を評価
10単位

グループホーム

夜間防災・緊急時
支援体制加算（Ⅰ）
防災体制を評価
25単位～12単位

夜間防災・緊急時
支援体制加算（Ⅱ）
連絡体制を評価
10単位

夜間支援等体制加算（Ⅰ）
夜勤を評価
夜間支援対象者の数に応じて、
336単位～54単位

夜間支援等体制加算（Ⅱ）
宿直を評価
夜間支援対象者の数に応じて、
112単位～18単位

夜間支援等体制加算（Ⅲ）
防災・連絡体制を評価
10単位

一元化後のグループホーム

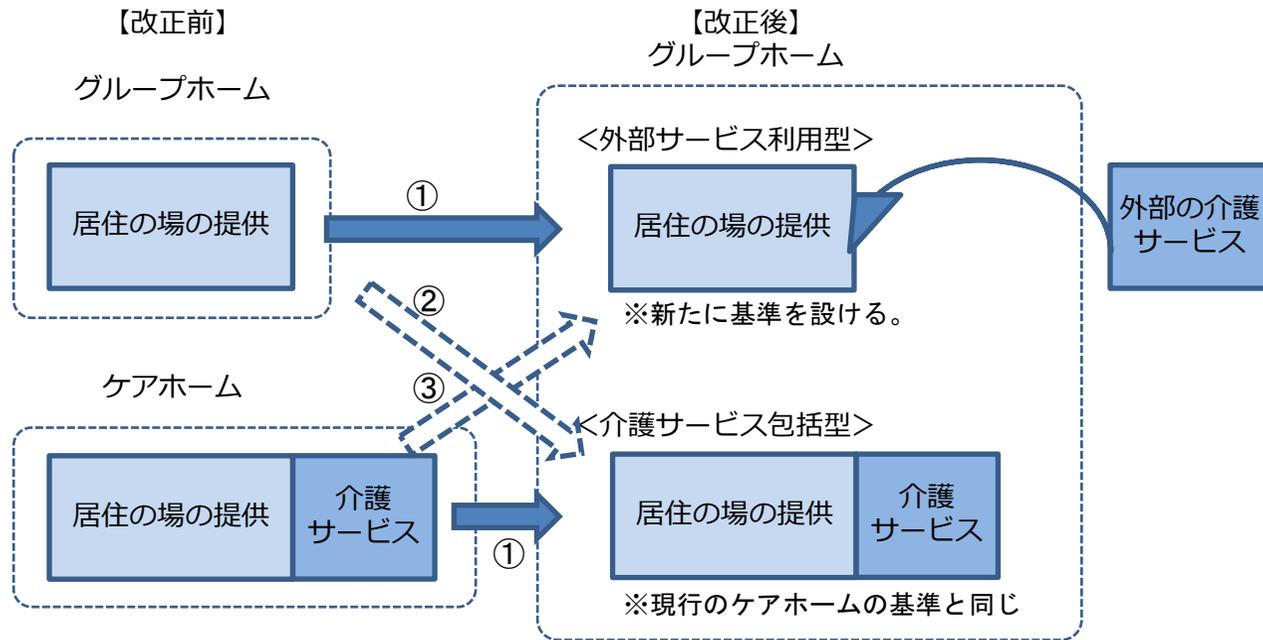
(千葉市資料)

1. 今後のスケジュール

	2月		3月			4月			
	中旬	下旬	月上旬	中旬	下旬	月上旬	中旬	下旬	
国		<ul style="list-style-type: none"> 報酬パブコム締切 (25) 	<ul style="list-style-type: none"> 課長会議 (7) 		<ul style="list-style-type: none"> 報酬告示体制届発出 基準解釈通知 				
千葉市		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">平成26年第1回定例会 (指定基準条例)</div>			<ul style="list-style-type: none"> 事業者説明会 		<ul style="list-style-type: none"> 告示 (1) 指定通知 (1) みなし指定通知 (1) 指定基準条例施行 (1) 		
(現行) グループホーム ↓ (改正後) 外部サービス利用型グループホーム	<div style="background-color: #4a86e8; color: white; padding: 10px; border-radius: 15px; text-align: center;">資料3 「申出書」提出 (28まで)</div>		※新規指定は10日までに提出 (体制届除く)			<div style="background-color: #ff99cc; padding: 5px; border: 1px solid black; display: inline-block;">体制届出書 (10まで)</div>	移行後、「最初の介護サービスの提供」までに受託居宅介護サービス事業者と委託契約 (猶予期限: 次の指定更新)		
(現行) ケアホーム ↓ (改正後) グループホーム			※新規指定は10日までに提出 (体制届除く)			<div style="background-color: #ff99cc; padding: 5px; border: 1px solid black; display: inline-block;">体制届出書 (10まで)</div>			
(現行) 一体型 ↓ (改正後) グループホーム			<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">資料4 「廃止届出書」提出 (28まで)</div>			※新規指定は10日までに提出 (体制届除く)			<div style="background-color: #ff99cc; padding: 5px; border: 1px solid black; display: inline-block;">体制届出書 (10まで)</div>

2. 指定基準条例の主な内容と経過措置について

(1) 厚生労働省令と同一内容の一部改正を行います。



(2) 施行日における移行として、厚生労働省令と同様に、以下の経過措置を設けます。(みなし指定)

- ・ 【現行】グループホーム → 【改正後】外部サービス利用型グループホーム
- ・ 【現行】ケアホーム → 【改正後】(介護サービス包括型)グループホーム
- ・ 【現行】一体型 → 【改正後】(介護サービス包括型)グループホーム

(3) 施行日において、世話人が「10:1以上」のグループホームについては、当分の間、「10:1以上」の人員配置を認める旨の経過措置を設けます。

(4) 現行のグループホームが、外部サービス利用型グループホームへ移行する場合は、最初の介護サービスの提供までの間、外部の介護サービス事業者との委託契約を猶予します。(期限は、次の指定の更新まで)

3. 必要な手続等について

全事業所共通

- 資料3「グループホームとケアホームの一元化に係る申出書」を2月28日(金)までに提出してください。
- 「介護給付費等の体制等に関する届出書」については、報酬告示日が3月下旬であるため、厚生労働省からの提示後、速やかに障害企画課から各事業所あてに通知する予定です。4月10日(木)までに提出してください。
- 「運営規程」については、変更箇所がある際、改正後の類型に応じた改正を行い、変更日から10日以内に届け出てください。
※ 改正後の類型に応じた運営規程の参考例は資料5及び6です。
- 指定の有効期間は、改正前の有効期間の残存期間となります。

一体型のみ

- 資料4「廃止届出書」を2月28日(金)までに提出してください。
※ あくまで障害者総合支援法上の規定に基づく手続となります。

利用者関係

- 整備法附則第4条の規定に基づき、施行日である平成26年4月1日に、ケアホームの支給決定障害者については、グループホームの支給決定を受けた障害者とみなします。支給決定の有効期間は、改正前の有効期間の残存期間となります。
- 上記の「みなし支給決定」に係る通知や、障害福祉サービス受給者証の取扱い、外部サービス利用型グループホームの利用など、詳細については、後日提示する予定です。

3. グループホーム従事者等による障害者虐待の防止の徹底について

○ 施設・事業所従事者向けマニュアル等を活用し、虐待防止体制の再点検や充実等を図るようお願いします。

障害児・者に対する障害者福祉施設従業者等による虐待防止の再徹底について(平成26年1月16日付け・厚生労働省通知)

障害児・者に対する虐待の防止を図るために、これまで様々な機会を通じて、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に定められた通報義務の周知徹底、都道府県権利擁護センターや市町村虐待防止センターの整備等を通じた相談体制の充実、虐待防止を進める上での人材育成・研修等の取組をお願いしてきているところであるが、そのような中、先般来、千葉県立の障害児入所施設等において利用者への虐待が日常的に行われていた事案が発覚し、大きく報道されている。当該事案については、既に同県において立入検査等を通じた調査が行われているところであるが、今回のような事案が発生したことは、誠に遺憾である。

各都道府県等におかれては、管内市町村や障害者支援施設等に対し、当省においてとりまとめたマニュアル等の関係資料を改めて周知いただくとともに、この機会に、管内の障害者支援施設等に対し、マニュアル等に掲載している虐待防止チェックリスト表を活用し、当該障害者支援施設等における虐待防止体制の構築・充実等を図るよう一層の指導・助言をお願いする。

(参考)

関係者への再周知等を図る上で活用いただきたい資料の例

- 1 市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応(自治体向けマニュアル)
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/gyakutaiboushi/dl/1001-1.pdf
- 2 障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き(施設・事業所従事者向けマニュアル)
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/gyakutaiboushi/dl/1001-2.pdf
- 3 使用者による障害者虐待の防止についての概要(リーフレット)
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/gyakutaiboushi/dl/0928-1.pdf
- 4 障害者虐待防止法に関するQ&Aについて(平成24年11月21日付事務連絡)
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/gyakutaiboushi/dl/121121-1.pdf
- 5 被措置児童等虐待対応ガイドライン
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/tuuchi-45.pdf>

4. 消防関係法令の一部改正について

平成27年4月から、以下の取扱いとなります。
既存の施設については、平成30年3月末まで設置が猶予される経過措置が設けられています。
なお、総務省令など、施行に必要な事項の一部は未定であるため、詳細が明らかとなった時点で情報提供していく予定です。

(1) スプリンクラー設備

① 避難が困難な者が主として入居する場合【消防法施行令別表第一（六）項ロ】

- i 介助がなければ避難できない者として総務省令（未公布）で定める者が多数を占める場合
延床面積にかかわらず設置（平成30年3月末までの経過措置）
- ii 介助がなければ避難できない者として総務省令（未公布）で定める者が多数を占めない場合
延床面積275㎡以上の場合に設置（平成30年3月末までの経過措置）

- #### ② ①以外の場合【消防法施行令別表第一（六）項ハ】
- 延床面積6,000㎡以上の場合に設置（従前のおり）
※平屋建てを除く。

(2) 自動火災報知設備

入居者の状況や延床面積にかかわらず設置（平成30年3月末までの経過措置）

【参考】 障害者（児） 関連施設に係る消防設備の設置義務（平成27年4月～）

対象施設	スプリンクラー設備	自動火災報知設備	消防機関への通報装置
<p>【入所施設(障害児・重度障害者、グループホーム(重度))】 ※ 消防施行令別表第一 第(六)項口関係</p> <p>(4) 障害児入所施設</p> <p>(5) 障害者支援施設、短期入所、グループホーム(避難が困難な者を主として入所させるものに限る。)</p>	<p>(改正前) 275㎡以上 ↓ (改正後) 原則全ての施設 (介助がなければ避難できない者が多数を占めない場合275㎡以上)</p>	<p>全ての施設</p>	<p>全ての施設</p>
<p>【上記以外】 ※ 消防法施行令別表第一 第(六)項ハ関係</p> <p>(5) 障害者支援施設、短期入所、グループホーム(避難が困難な者を主として入所させるものを除く。)</p>	<p>6000㎡以上 (平屋建てを除く)</p>	<p>(改正前) 300㎡以上 ↓ (改正後) 全ての施設</p>	<p>500㎡以上</p>
<p>(4) 児童発達支援センター、児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所</p> <p>(5) 身体障害者福祉センター、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)</p>	<p>6000㎡以上 (平屋建てを除く)</p>	<p>300㎡以上</p>	<p>500㎡以上</p>

※ 施行期日は、平成27年4月1日。ただし、既存施設は、平成30年3月末までの猶予期間が設けられている。

指定基準条例の一部改正後も、以下の独自基準は適用となる。

① 非常災害対策

訪問系を除く全てのサービスについて、非常時に備え、利用者のために必要な物資の確保に努める規定を設ける。

※ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護(障害者総合支援法)及び保育所等訪問支援(児童福祉法)。

② 暴力団排除

障害者総合支援法及び児童福祉法の指定事業者・施設について、役員等に暴力団員を含む事業者・施設については指定(更新)を行わない規定を設ける。

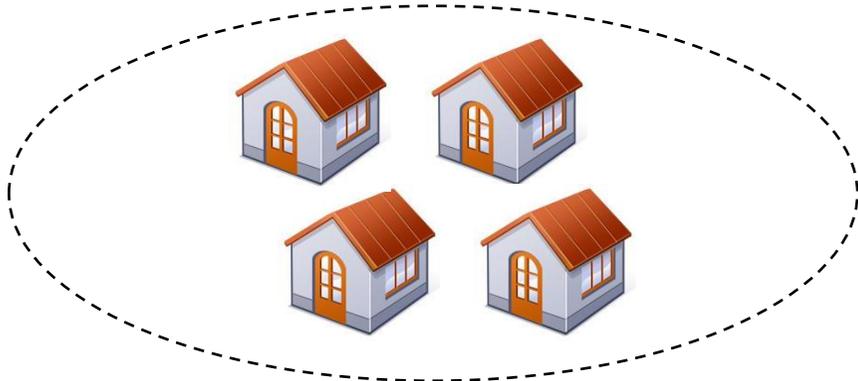
【参考2】千葉県、船橋市及び柏市が共通して設けた独自基準について

グループホーム・ケアホームの立地に関し、独自基準として

- ① 同一敷地内に複数の共同生活住居を設置する場合、入居定員の総数は2人以上10人(知事又は市長が必要と認めるときは20人)以下とする取扱い
- ② 共同生活住居は入所施設又は病院の敷地外に設置しなければならない規定に、日中活動事業所を追加する取扱いを指定基準条例に設けた。

① 同一敷地内に複数の共同生活住居を設置

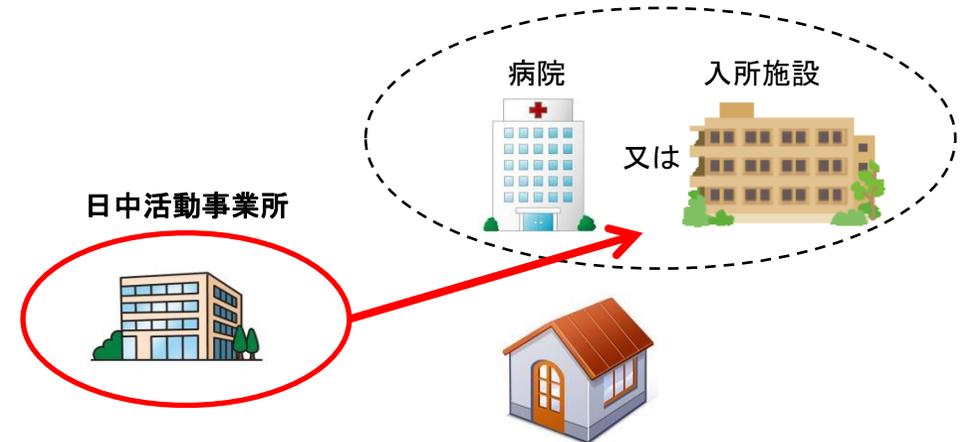
- ・ 入居定員の総数は2人以上10人(知事又は市長が必要と認めるときは20人)以下とする。



グループホーム・ケアホームにおける支援が入所施設のような集団処遇とならないようにするための規制

② 共同生活住居の立地場所

- ・ 病院や入所施設に加えて、日中活動事業所の敷地外に設置しなければならないこととする。



障害者総合支援法の基本理念である昼夜分離(日中活動と住まいの場の分離)の強化を図るための規制